看護学教育の在り方に関する検討会(第5回)議事要旨

日 時 平成14年2月7日(木) 10:00 ~ 12:00

場 所 霞山会館 9階「さくら」

出席者 委員:平山座長、新道副座長、隈本、佐治、佐藤(美)、佐藤(禮)

鈴木、田島、鶴田、濱田、廣川、見藤、南、山本、米本の各委員

オブザーバー:厚生労働省医政局看護課長

文部科学省:村田医学教育課長、倉田課長補佐、島課長補佐、

正木看護教育専門官

議事等

1 開会

- (1)前回の議事要旨(案)について、各委員の確認後、了承された。なお、了承された 議事要旨については、文部科学省ホームページ及び大学病院医療情報ネットワーク上 で公開する旨の説明があった。
- (2)事務局から配付資料の確認があった。

なお、主な資料は、資料1:看護学教育の在り方に関する検討会(第4回)議事要旨(案)、資料2:報告書作成に向けた素案(修正案)、資料3:「報告書作成に向けた素案(修正案)」の前回資料との対比表。

2 第4回検討会で討議された「報告書作成に向けた素案」を追加修正した資料2及び資料3について事務局から前回からの変更点について説明があった後、資料3を中心に意見交換を行った。「教育の質の向上と改善」については、濱田委員からの説明の後、意見交換を行った。

(:委員、 :文部科学省、 :厚生労働省)

(1)「 検討の基本的考え方」及び「 カリキュラムのあり方」について

2頁の「看護職の社会的責任性」については、医療の中で看護職がどのような役割を果たすかという本質的な問題として、「社会的責任性」というあまり難しい言葉に抽象化せずに、「患者の人権尊重・擁護することが出来る能力が期待されている」というように書いて欲しい。「今の日本の患者さんが置かれている状況などを考慮して、単に患者の権利についての知識だけではなく、なぜそれを尊重しなければならないのか、それを守るための制度やプロセスについて十分に学び、体得した人材を育成することである」といったことをもっと具体的に書いていただきたい。

カリキュラムの在り方の4行目を「患者の権利擁護者として機能できる基礎能力の育成が強調された」という形にしてはどうか。

「社会的責任性が強調された」という部分を「患者の権利を尊重することが出来る能力の育成の必要性が強調された」としていただきたい。

患者の権利擁護者としての能力を獲得しなくてはならないということには賛成だが、 4行目の「社会的責任性が強調された」という言葉を、「患者の権利擁護」だけに限 定するのは困る。

この報告書のタイトルは看護学教育に対する検討会報告ということであるが、内容は、看護実践能力に特化しているものなので、そのプロセスをもう少し書き込むか、または、副題として何かつけた方が良い。

3頁3行目「卒業直後といえども、適切な指導・助言の下に独力で」とあるが、全てにおいて指導・助言のもとにしか出来ないようにも読めるので、「適切に自分で出来るということと、さらに指導・助言のもとに実施できる」という二面を書いてほしい。

看護職の卒業直後とはいつまでなのか。

卒業直後とは採用時をいい、これ以降必要な研修期間は病院によって差がある。

(2)「 看護学の教育内容のコアである技術学習項目」について

7頁の表1に落ちているキーワードがある。「セカンドオピニオン」、「医療記録の開示」、「リビングウィル」、「臓器移植と臨床試験の法と倫理」。これは本文にも入れていただきたい。

本文ではキーワードを全部説明している訳ではない。

キーワードを全て書き込むかどうか問題であり、現に、技術学習項目を全部入れているわけではない。理解しないといけない知識や法律を全て網羅するとなるととても書きされないので、書き方についてはもう少し包括した表現でよい。

7頁の表1の看護の展開方法に「アセスメント」の他に「フィジカルアセスメント」とあるが、そうすると、「メンタルアセスメント」は必要ではないのか。

キーワードとして何を追加するかは、報告書全体のバランスや医学部のコア・カリ とのバランスを考えてほしい。

5 頁の 2) 療養生活支援の方法について 6 行目に「 1) の看護の展開方法に包含される事項ではあるが」という表現があるが、ここにかかれている内容は必ずしも看護展開方法に包含される事項ではない。

5頁の2)の下から4行目の「関係形成をつくることが出来る」とあるのは「関係 形成が出来る」で良い。また下から5行目の「私生活の場を訪ねて」とあるが、「生 活の場」で良い。

全体に関わる言葉であるが、看護職と看護職者という言葉がでてくるので統一していただきたい。看護職というときは、3つの免許が入る職業を表すのであって、人を表す言葉ではない。

支援と援助という言葉について、5頁の冒頭に「療養生活支援の方法」という表現をしているが、普通は療養生活の援助という言葉を使うが、あえて支援という言葉を使ったことに何か意味があるのか。

広い意味で援助のことを色々な側面から扱うところを全部支援としていきたいが、 支援と援助の言葉の表現について見直したい。

10頁の2)看護の基本技術学習項目の到達度に、「自分が自立して出来ることとそうでないこととの区別が出来るという能力」を入れると良い。

表 2 の「症状・生体機能管理技術」に周手術期の看護とか、そういった種類のもの を入れなくてよいのか。

10頁の「家族指導」という言葉は「家族相談」にするか、「・相談」を付け加えていただきたい。

10頁の表3の「指示確認」とは指示の確認を正確に実行することとあるが、これは指示をそのまますることではなくて、看護として正確に指示を受けるという行為である。よって、「指示確認」という表現を考え直していただきたい。

(3)「 臨地実習の指導体制と新卒者の支援」について

教授は、実践能力が無くても良いという風潮が上がりはじめている。研究能力さえあればよく、実践能力は不要だということを堂々と言っている大学もある。だから、「実践能力が助手や実習指導の人たちだけでなく全ての職員に必要なのだ」と言うことをどこかに書いて欲しい。

(4)「 教育の質の向上と改善」について

全体として何を評価しようとしているのかわからない。今提言している実践能力を 持った人が育ったり、育っている大学の環境が出来ているかという評価についてはど こにもないように思う。

教育の質の向上と改善に添付されている資料は参考になるが、他の事項については添付していないし具体的な内容は大学がそれぞれ工夫して行うべきことなので添付資料としなくても良い。

資料3の卒業生の活躍に対する評価について、上司というのは、誰のことか。これに該当する看護婦さんはほとんどいなく、超ベテランの看護婦でも難しいのではないか。これはかなりレベルの高い内容となっているのではないか。

資料3は、例示を出しただけで、他の資料との調整を行わないで作成したので、もう少し見直さないといけない。

資料4は、実習施設を大学の実習場として作っていくというか、そういう複雑な条件があるので、大学としては何をしておかなくてはならないかということについて、ある程度具体的なものをだして確認してみるためのもの。今、大学の中で行っている自己点検評価を実習体制に焦点を絞って議論していくための例示として出したもの。

資料3と4については、報告書に載せたものをそのまま使うのではなく、大学協議会などのグループを作り、大学の中での自己点検評価に、独自の項目を入れ込むよう努力すればよい。よそで行っているものをそのままもってくると乱暴な自己点検評価に終わってしまう。部分的に例示する必要があると考え、資料3と4を示した。

16頁(1)7行目に「教育時間負担において各教員が平等になるよう配慮すべきである」という言い切りがあるが、表現を変えて欲しい。

2月2日に東京都で行われた質の高い看護職を育成するための臨地実習のあり方を考えるというワークショップに参加したが、いかに質の高い看護を提供するか、そのためにどのように後輩を育てるかという思いは皆同じだと感じた。

看護者は実習の場の人たちも実習指導者講習会へ行ったり本当に努力をしているが、 意外に大学の教員達、助手の人たちが行っていない。つまり、大学の教員だったら色々 な講習会があるが、学内で先生方が教えており、系統的に実習指導者講習会というもの に参加していなかったりする。

臨床実習は、助手や指導者だけの問題ではなく単位を認定する教授、助教授の問題であるということをいれればいいのではないか。

「21世紀における医学・歯学教育の改善」に携わったが、医師を中心につくっていったものであり、それと今回本検討会からつくってきたものが別々のものである感があるので、できあがった段階ですりあわせをして欲しい。

看護職、看護職者という言葉の整理に関連して、人材確保法の法律名称は看護師等となっているので参考までに申し上げる。

- 3 意見交換を踏まえて、今回審議した資料を座長一任により再整理し、全国の看護系大学長及びワークショップ参加者、更に、本検討会委員及び各WG委員へ送付し意見を求める旨の説明が座長よりあった。今後の予定としては、関係大学等からの意見締め切りを2月22日(金)とし、意見を集約した案を次回検討会までに前もって委員に送り、第6回の検討会で最終報告案をまとめる。その後、3月26日(火)に全国国公私立看護系大学等教育担当責任者説明会を開催するとの提案があり、了承された。
- 4 次回は、今回議論した資料「報告書に向けた素案(修正案)」を再整理した最終報告 案の承認等を行うこととし、平成14年3月8日(金)15時から霞山会館「霞山の 間」にて開催される旨、連絡された。

以上